

令和6年広審第33号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年7月28日21時30分

境港第2区

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 2.4トン

登 録 長 7.18メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 239キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、その右側に機関遠隔操縦装置、舵輪前方右側にGPSプロッター及び自動操舵パネルをそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用して釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和5年7月28日16時00分境港第2区に所在のマリーナを発し、島根県地蔵埼北西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、平素、夜間に入港する場合、GPSプロッターに記録された往路の航跡を見ながら操船していたものの、港内が暗くて見えにくいので、赤外線カメラを購入して同カメラを活用することを考えていた。

a受審人は、16時30分前示釣り場に到着して釣りを始め、その後移動しながら釣りをを行い、21時00分釣りを終えて帰途に就き、21時20分美保湾養殖いけす給餌施設灯北西方沖合で漂泊し、夜間の防波堤を探知するため船首部の手すりに赤外線カメラを取り付け、舵輪前方左側に同カメラの映像を表示するタブレット端末を置いて21時25分マリーナに向けて発進した。

a受審人は、21時26分少し過ぎ境港竹内南東防波堤灯台（以下「竹内防波堤灯台」という。）から061.5度（真方位、以下同じ。）1.75海里の地点で、針路を240度に定めて自動操舵とし、16.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方の椅子に腰を掛けて操船に当たり、赤外線カメラの映像を見ながら続航し、21時28分竹内防波堤灯台から062度1.29海里の地点に達したとき、境港第2区の第2防波堤まで990メートルとなり、その後同防波堤

に向首して接近する状況となったが、赤外線カメラの映像を見ることに気をとられ、GPSプロッターで第2防波堤との相対位置関係を確認めるなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、第2防波堤に向首したまま進行し、21時30分竹内防波堤灯台から063.5度1,380メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同防波堤の南端に敷設された消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じ、a 受審人が多発性外傷等を、同乗者が左橈骨遠位端骨折をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、境港第2区において、同区のマリーナに向けて航行する際、船位の確認が不十分で、第2防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、境港第2区において、同区のマリーナに向けて航行する場合、第2防波堤の南端に敷設された消波ブロックに乗り揚げることのないよう、GPSプロッターで同防波堤との相対位置関係を確認めるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、赤外線カメラの映像を見ることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、第2防波堤に向首接近する状況に気付かないまま進行して同防波堤の南端に敷設された消波ブロックへの乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、同乗者を負傷させるとともに、自らも負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 2 月 2 6 日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾